

一般介護予防事業による幸せますディステーション実施要綱

平成30年3月8日制定

(目的)

第1条 この要綱は、公民館又は空き家等の地域の既存施設（以下「実施施設」という。）において介護予防教室を開催するとともに、買物支援等の高齢者の生活支援を一体的に提供することで、高齢者の自立支援と介護予防を促進し、同時に高齢者を支え合う地域づくりに資する活動を推進することを目的に、防府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）に定める一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業として行う幸せますディステーション（以下「幸せますディステーション」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）及び総合事業実施要綱の例による。

(サービスの構成)

第3条 幸せますディステーションのサービス（以下「サービス」という。）は、介護予防教室の開催及びサービス利用者が実施施設に到着してから実施施設を出発するまでの間における見守り活動とする。

2 幸せますディステーションの実施主体は、サービスを提供する者（以下「事業実施者」という。）とする。

(利用対象者)

第4条 サービスの利用者は、防府市に居住する第1号被保険者とする。

(事業実施者)

第5条 事業実施者は、次に掲げる事項に該当する団体とする。

- (1) 市内に活動拠点があること。
- (2) 防府市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者及び同条第2項に規定する暴力団員

が含まれていないこと。

(3) 原則として1回2時間以上のサービスを月2回以上提供できること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当すると認められる場合は、事業実施者としない。

(1) 嘗利を目的とした場合

(2) 政治又は宗教に係る場合

(3) 法令又は公序良俗に違反する場合

(4) 特定の活動に限定されたクラブ活動に類する活動を行う場合

3 サービスの提供に対して、国、他の地方公共団体又はその他の公共団体の補助金、負担金又は本市の他の制度による補助金等の交付を受けている団体は、事業実施者としない。

(利用料金)

第6条 サービスの利用者のサービス利用料金は、事業実施者が定める。

(サービスに対する補助金の額)

第7条 サービスの提供に対する補助金の額及び補助の対象となる経費については、別表1のとおりとする。ただし、サービスの利用者に所有権が帰属する物品の購入費等、受益者負担が適当と認められる費用は経費として認めない。

(事業実施申請)

第8条 サービスを提供しようとする者は、幸せますデイステーション事業実施申請書（第1号様式）及び関係書類を市長に提出しなければならない。

(事業実施者の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があった場合、その内容を審査し、事業実施者を決定する。

(決定の通知)

第10条 市長は、前条の規定により事業実施者の決定をしたときは、幸せますデイステーション事業実施者決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(サービスの廃止等の申請)

第11条 前条の規定により決定を受けた事業実施者は、サービスを変更する

場合には、幸せますディステーション事業変更承認申請書（第3号様式）を、サービスを廃止、休止又は再開する場合には、幸せますディステーション事業廃止・休止・再開承認申請書（第4号様式）を、当該変更若しくは廃止、休止又は再開する日の1か月前までに市長に提出しなければならない。

（サービスの変更等の承認）

第12条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、これを審査の上、承認を決定したときは、幸せますディステーション事業変更承認通知書（第5号様式）又は幸せますディステーション事業廃止・休止・再開承認通知書（第6号様式）により、事業実施者に通知する。

（補助金の交付）

第13条 事業実施者は、補助金の交付を受けようとする場合は、幸せますディステーション補助金交付申請書（様式第7号）及び補助対象事業の実施状況や補助対象経費が確認できる事業実施報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金を、月を単位として交付する。

（交付決定）

第14条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があった場合、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請にかかる事項を修正して補助金の交付を決定することができる。

（決定の通知）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、幸せますディステーション補助金交付決定通知書（第8号様式）により、補助金の交付申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 事業実施者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金の請求書を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の規定により事業所の提出する適法な支払請求書を受理した

ときは、30日以内に補助金を事業実施者に支払うものとする。

(従事者)

第17条 サービスの従事者（以下「従事者」という。）は、認知症サポート一養成講座を受講するよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第18条 事業実施者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理に努めなければならない。

2 事業実施者は、サービスの提供に使用する施設の広さを考慮し、適切な利用者定員の設定に努めなければならない。

3 事業実施者は、サービスの提供に使用する設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持)

第19条 従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(事故発生時の対応)

第20条 事業実施者は、事故が発生した場合には必要な処置を取るとともに、処置の内容について記録するなどの対応に努めなければならない。

2 事業実施者は、事故の発生に備え、損害賠償保険の加入などの対策に努めなければならない。

3 事業実施者は、サービスの提供に使用する施設における非常災害時の対応について把握するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第21条 事業実施者は、サービスの提供に関する関係書類及び補助金の経理に係る書類を整備し、事業完了後5年間これを保存しなければならない。

(報告)

第22条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を確保するために必要があると認めるときは、事業実施者に対して報告をさせることができる。

2 市長は、前項の報告等により、事業実施者に対して調査を行うことができる。

(指導)

第23条 市長は、前条の報告又は調査により、補助金に係る予算の執行の適正を確保するために、事業実施者を指導することができる。

(決定の取消)

第24条 市長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第5条の要件を満たさない場合
- (2) 前条の指導に従わない場合
- (3) この要綱の規定に基づく手続きを行わない場合

- 2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用し、決定を取り消すべき事項が発生した日以降に交付した補助金についても返還させることができる。
- 3 事業実施者が、開設準備に係る経費について補助金の交付を受け、施設の補修や構造物の設置等をしたにもかかわらず、その耐用年数以内に事業を廃止した場合には、市長は事業実施者に補助金を返還させることができる。
- 4 市長は、第1項に規定する取消しをする場合は、幸せますディステーション補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（第9号様式）を事業実施者に送付するものとする。

(賠償の免責)

第25条 事業の実施に関して生じた事故による損害については、特別な理由がある場合を除くほか、市長は賠償の責を負わない。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施及び補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (サービスの補助金額)

補助金	1回あたりの65歳以上の利用者数、 10名以下、実施1回につき 2,000円 11名以上、実施1回につき 2,500円
補助対象経費	開設準備経費加算 開設に伴う消耗品の購入費用に係る実費（上限100,000円） 開設準備施設補修経費加算 開設に伴い使用施設の補修及び実施に要する構造物の設置に係る実費（上限200,000円） 送迎加算 送迎に使用する車両に係る燃料費の実費 介護職委託費 介護予防教室で指導する介護職の委託料1回1名につき5,000円 (上限1回10,000円) 会場借上加算 1回あたりの会場借上に係る費用実費（上限5,000円）